

(県事業) 令和6年度 麦・大豆等作付拡大支援事業

水田において、麦、大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごまの作付面積を拡大した場合に、その拡大面積に応じて補助金を交付します。
また、転換作物の定着を図るため、複数年契約に取り組む場合も支援します。

- 事業実施主体 地域農業再生協議会(協議会のない地域は市町村)
- 交付対象者 販売農家、集落営農
- 対象農地 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田

① 作付拡大支援

1 対象作物および年産

- ・麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦) : **【R7年産】**
基幹作と二毛作が対象!
- ・麦以外(大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、
新市場開拓用米、ごま) : **【R6年産】基幹作のみ対象!**



2 交付単価

- ・麦 10,000円以内/10a
- ・麦以外 5,000円以内/10a*



*国の都道府県連携型助成を利用することで、県と同額(上限:5,000円/10a)が国から追加的に交付されます。

3 主な交付要件

- ・主食用米作付面積は営農計画書に記載されている「生産の目安」の面積以下であること
- ・麦以外の品目は前作の作付面積よりも合計で10a以上拡大していること
- ・水田活用の直接支払交付金又は畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付を受けていること
- ・麦以外の品目は「基幹作」であること 等



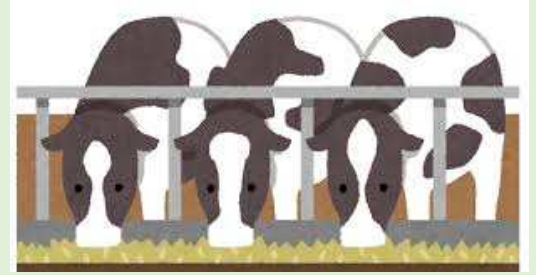
② 複数年契約加算

1 対象作物および年産

飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲：**【R6年産】**

2 交付単価

5,000円/10a



3 主な交付要件

- ・飼料作物とWCS用稲の複数年契約については、**供給先を県内畜産農家**とすること
- ・需要者側へ出荷・販売を目的とした、3年以上の複数年契約（当年度からの新規分又は前年度までに複数年契約を締結している場合は前年度からの拡大分）であること
- ・新規に締結する複数年契約の期間中の契約面積が維持又は増加するものであること
- ・米粉用米、加工用米、WCS用稲については、新規需要米取組計画の認定を受けていること 等

4 必要書類

契約期間や面積等が記載された出荷・販売契約書

（飼料作物及びWCS用稲を自家利用する場合は自家利用計画書）



【令和6年度事業の手続きスケジュール（予定）】

5月 【生産者⇔実需者又は集出荷業者等】麦のは種前契約を締結

6月 【生産者→地域協議会】事業の要望調査への回答

9月 【生産者→地域協議会】事業実施計画書の提出

2月～3月 【地域協議会→生産者】概算払等による補助金交付

3月 【生産者→地域協議会】実績報告書・実施状況報告書の提出

6月～1月 地域協議会による作付面積の確認



本事業の詳しい要件等は決まり次第、各農林振興センターを通じて周知いたします。
お問い合わせは、地域の農林振興センター又は最寄りの地域農業再生協議会までご連絡ください。
（地域農業再生協議会の連絡先は県協議会HPに記載 <http://www.saitama-suiden.org/>）



県協議会HP

令和6年3月 埼玉県農業再生協議会
埼玉県生産振興課